令和６年３月

指定地域密着型サービス事業者

指定地域密着型介護予防サービス事業者　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　南河内広域事務室 広域福祉課長

（公　印　省　略）

**令和６年度介護報酬改定に伴う**

**介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(通知)**

貴事業所は、事業所所在地市町村以外に当南河内広域所管の市町村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)からも指定(他市指定)を受けています。

つきましては、今回の令和６年度介護報酬改定により新設及び算定要件変更等された加算について、他市指定分として南河内広域事務室に本年４月１日以降の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の届出が必要となりますので、お忙しい中大変恐縮ですが、下記のとおり介護報酬改定に関する届出手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※事業所所在市町村に変更届(加算等)を提出した場合、他市指定を受けている市町村にも同様の変更届を提出しなければなりません。また、他市指定市町村への変更届は当該他市指定市町村の利用者の有無にかかわらず行う必要があり、変更届を提出されていない場合は、国保連への請求においてエラーが生じる恐れがあります。

**【他市指定を廃止する場合の取扱い】**

○他市指定市町村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)の利

用者が居なくなり、今後も利用予定がない場合で、当該他市指定を辞退する場合は、南　河内広域事務室に「廃止届」(当該他市指定市町村長あて)を提出してください。

記

**１　本通知の対象事業所**

・事業所所在地市町村以外に当南河内広域所管の市町村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)から指定(他市指定)を受けている事業者

※なお、当該通知は過去の利用実績及び令和３年３月１日現在の事業所ごとに通知していますが、既に廃止届等の手続を行っている場合に、本通知が到着したときは行き違いですのでご了承願います。

**２　提出書類および提出方法**

同封の**｢介護報酬改定に関する届出要領(他市指定)｣**に従い、**郵送**にて提出してください。※なお、持参された場合は書類のお預かりのみとなりますのでご了承願います。

**３　提出先及び提出期限**

**提出先：　〒584-0031　富田林市寿町二丁目６番１号**

**南河内府民センタービル ２階**

**南河内広域事務室広域福祉課　介護保険担当**

**提出期限：　令和６年４月１日(月)【消印有効】**

**※総合事業については、各市町村にご確認ください。**

【問い合わせ先】

南河内広域事務室　広域福祉課

(介護保険担当)

　電話：０７２１－２０－１１９９

　FAX ：０７２１－２０－１２０２